

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月11日  
照会部署名 下京年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 課長 森下道之  
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 岡田充

(案件)

(受付番号) No. 2010-382	給与計算にミスがあった場合の月額変更について
------------------------	------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用マニュアル IV-1 被保険者報酬月額変更届

1月に固定的賃金の変更(降給)があったが、計算ミスにより1月・2月の給与は、従前のまま支給された。そのため3月から6月の4ヶ月の給与で1月・2月の過払い分を調整することとなった場合、

- ① 降給のあった1月を起算とし、1月～3月の本来受けるべき報酬で変更する。
- ② 実際に変更後の給与の支払いがあった3月を起算とし、3月～5月の本来受けるべき報酬で変更する。

昇給や降給が遡って発令された場合は、②の取扱いとなるが、いずれにすべきかご教示願います。

(回答)

ご照会の事例のように、単なる給与の支給誤りであれば、本来の固定的賃金の変動が生じた月から起算して随時改定を行う。(疑義照会回答 2010-277 参照)  
事例の場合は、①により随時改定を行う。

回答日 平成22年5月11日

回答部署名 厚生年金保険部 適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上